

農業者 各位

九重町役場農林課

令和8年度園芸関連補助事業の要望調査について (園芸基幹品目生産拡大推進事業)

表題の事業について、要望調査を行います。各事業には採択基準がありますので希望される方は九重町役場農林課までご相談ください。また、令和8年度は下記内容・要件から変更がある可能性があり、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

事業内容及び申請方法については以下のとおりです。

1. 事業内容

(対象品目：園芸基幹品目（ねぎ、なし、ホオズキ）)

認定農業者・認定新規就農者、親元就農者を対象とした事業です。

事業名・事業内容	事業対象品目	事業要件	支援内容
緊急生産対策支援事業 ①雑草対策 拡大ほ場の難防除雑草対策資材 (土壌消毒剤等) ※上限事業費 100 千円/10a (税込) 【補助対象資材は以下のとおり】 A：土壌消毒剤 バスアミド微粒剤 クロールピクリン ディ・トラパックス油剤 キルパー B：茎葉処理剤 ラウンドアップマックスロード ※定植前の散布に限る	白ねぎ	1. 次のいずれかに該当すること。 ア：白ねぎ拡大計画に認定されていること。 イ：新規生産者又は複合経営の生産者の場合、R3 年度から R5 年度までに、作付面積が概ね 30a 以上となっていること。 ウ：既存生産者の場合、R3 年度から R5 年度までに、作付面積が概ね 5ha 以上となっていること。	対象事業費の2/3以内 (ただし、事業費の1/3 (1年目)、1/4 (2年目)、1/6 (3年目)を限度とする。)
②土づくり対策 拡大ほ場の土壌改良資材 (緑肥) ※上限事業費：15 千円/10a (税込)		2. 事業実施主体が営農集団の場合は受益者が認定農業者、親元就農者であること。 3. R3 年度から R5 年度までに拡大 (新規栽培含む) したほ場に必要資材に限る。	

(裏面へ)

事業名・事業内容	事業対象品目	事業要件	支援内容
県産花粉供給体制整備事業	なし	(1) 県産花粉の供給体制整備に資する取組であること。県内での花粉の販売に取り組むこと。	1/2以内
ホオズキ生産力強化支援事業 ・導入実証	ホオズキ	(1) 花き以外の品目を栽培する経営体の取組であること。	1/2以内(ただし、事業費の1/3を限度とする)

《注意事項》

- ※ 「認定農業者」とは、年間2,000時間以上の農業従事かつ年間農業所得400万円以上を目指す計画を作成し町から認定された農業者です。
- ※ 「認定新規就農者」とは、就農から5年以内かつ認定時の年齢が原則45歳未満の者で、年間2,000時間以上の農業従事かつ年間農業所得250万円以上を目指す計画を作成し町から認定された農業者です。
- ※ 「親元就農者」とは、就農が5年以内の年齢45歳未満の者で、認定農業者である親元(3親等以内)に就農している農業者です。
- ※ 「認定農業者」「認定新規就農者」になるためには申請が必要です。書類等の作成がありますので早めに農林課までご相談をお願いします。

2. 令和8年度 事業申請について

- 申請締切(1次募集)は、令和7年8月27日(水)です。
見積書を取り寄せの上、農林課(Tel76-3804)まで要望を上げてください。
1次募集締切後でも事業実施可能となる場合がありますので、随時ご相談ください。
- 予算採択を受けた事業は、令和8年度中に着手及び完了をする必要があります。

<中古ハウスの情報提供をお願いします！>

町では「九重町農業用ハウスバンク」を設置し、「使っていない農業用ハウスを持っている方」と「ハウスを使いたい農業者」とのマッチングを行っています。

〈使っていない農業用ハウスをお持ちの方〉

登録していただけるハウスを募集中ですので、ぜひ農林課までご連絡をお願いします。

〈中古ハウスをお探しの農業者の方〉

登録ハウスを閲覧いただける簿冊を窓口に用意しておりますので、興味のある方は農林課までお越しください。



《お問い合わせ先》

九重町役場 農林課 農業振興G 中村（七）

電 話 0973-76-3804

F A X 0973-76-3840

メー ル nourin@town.kokonoe.lg.jp